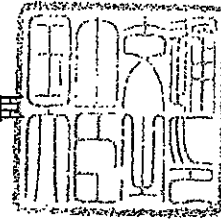


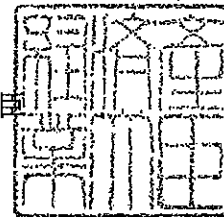
国 総 政 第 5 9 号
国 総 建 整 第 4 2 号
平成19・08・08中第2号
平成19年8月24日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣



経済産業大臣



原油・原材料の価格上昇に伴う下請事業者への配慮について

経済産業省では、最近の原油・原材料の価格上昇を踏まえ、それが中小企業の経営に与える影響を調べるためアンケート調査を実施しました。

本調査結果（別紙1）によれば、中小企業が原油・原材料の価格上昇を自社の製品・サービス等へ価格転嫁することが困難な場合が多く、収益が圧迫されている状況が明らかになりました。

政府の「成長力底上げ戦略」の中では、「中小企業底上げ戦略」として、下請適正取引等を推進し、生産性向上の成果を下請事業者に適正に配分するとの方針を示しています。具体的には、政府が、取引価格の決定において下請事業者に十分配慮するよう親事業者へ要請すること、下請代金支払遅延等防止法に関する「買ったたき」に関する内容をより具体化・拡充・周知すること、下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定すること等が掲げられています。

また、下請中小企業振興法第3条の規定に基づき、経済産業大臣が、下請中小企業の振興を図るために、必要に応じて親事業者等に対して指導・助言を行うことを目的として、作成・公表している振興基準においても、別紙4に示すように、取引対価の決定の方法の改善について言及がなされております。

経済産業省としては、既に、原材料価格の高騰に伴う取引価格の引上げについて親・下事業者双方で十分協議すべきことなどを記載した「買ったたき」のパンフレット（同パンフレットの9頁参照）について、公正取引委員会とともに、7月に親事業者あてに配布したところです。また、下請適正取引等の推進のためのガイドラインについても、経済産業省は「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（別紙2）を、国土交通省は「建設業法令遵守ガイドライン」（別紙3）を6月にそれぞれ策定し、関係団体に周知要請を行ったところであり、今後とも講習会、セミナー等を通じこれらの周知に努めることとしております。

つきましては、貴団体におきましても、貴団体所属の親事業者に対し、改めて、「買ったたき」に関するパンフレット（表題：ポイント解説・下請法）、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（別紙2）「建設業法令遵守ガイドライン」（別紙3）、及び振興基準に記載されている事項（別紙4）について、発注担当者等に周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう指導されることを要請します。（注）

（注） 「買ったたき」に関するパンフレット（ポイント解説・下請法）、「下請適正取引の推進のためのガイドライン」は、いずれも中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。）

（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>）

「建設業法令遵守ガイドライン」は、国土交通省ホームページからダウンロード可能です。

（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010702_.html）

原油・原材料価格上昇による中小企業への影響調査（7月調査）

平成19年8月7日
中小企業庁

1. 調査の概要

○ 調査期間：7月上旬～7月中旬

○ 調査対象企業

製造業、建設業、運輸業、卸・小売業、サービス業等に属する中小企業1,157社

(全国中小企業団体中央会傘下の団体加盟企業、

全国中小企業取引振興協会の取引あつせん事業登録企業に調査したうち回答があったもの)

○ 調査項目

➤ 自社で使用する原油・石油製品、原材料の仕入価格の現状・見通し

➤ 原油・石油製品価格、原材料価格上昇の収益への影響

➤ 原油・石油製品価格、原材料価格上昇分の製品・サービス等の価格への転嫁の状況等

○ 調査結果のポイント

➤ 原油・原材料の価格上昇により収益を圧迫されている企業は約9割。

➤ 原油・石油製品については約8割5分の企業が、原材料については約7割の企業が価格転嫁困難な状況。

2. 調査結果

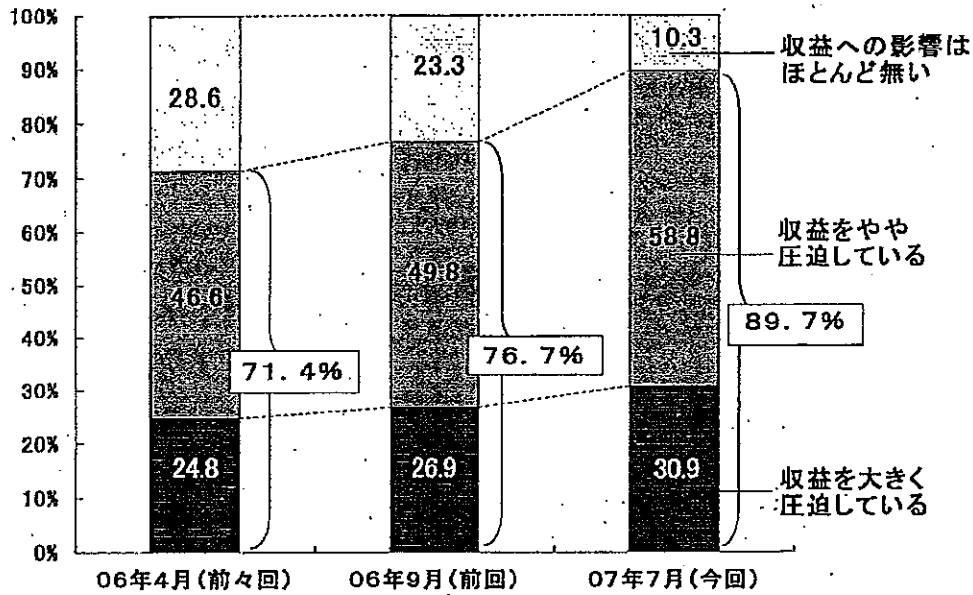
(1) 原油・石油製品の価格上昇が与える影響について

① 仕入価格の動向

○ 自社で使用する原油・石油製品の仕入価格が、最近3ヶ月の間に「上昇している」と回答した企業の割合は9割を超える。また、今後とも原油・石油製品の仕入価格が「上昇する」と見込んでいる企業の割合も、全体の約9割(90.4%)にまで達している。

② 収益に与える影響

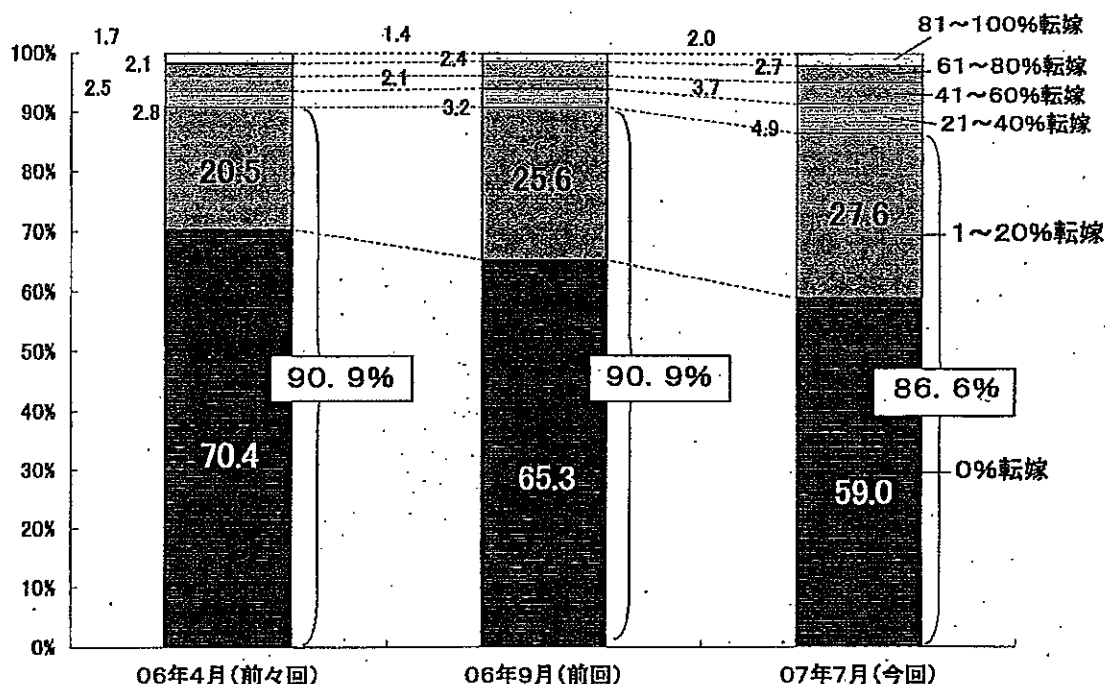
○ 原油・石油製品の価格上昇によって収益に影響があるとした企業の割合は、昨年夏の前回調査(約7割5分)から拡大し、約9割にまで上った。



○ 業種別に見ると、建設、食料品、繊維染色、化学、石油製品、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、非鉄金属、輸送用機械器具、運輸、クリーニング、自動車整備業等においては、9割以上の企業が「収益が圧迫されている」と回答している。

③販売価格への転嫁の動向

○ 原油・石油製品価格のコスト上昇分について、自社の製品・サービス等への価格転嫁の度合いを見ると、価格転嫁困難（20%以下）な企業の割合は低下傾向にあるものの、依然として約8割5分と高水準にある。



④販売価格への転嫁の今後の見通し

- 「転嫁は困難」とする企業が約5割強（55.2%）、「やや困難」とする企業が約4割（39.6%）となっており、合わせると9割以上（94.8%）の企業が今後とも転嫁が困難と感じている。

(2) 原材料全般（原油、石油製品以外）の価格上昇が与える影響について

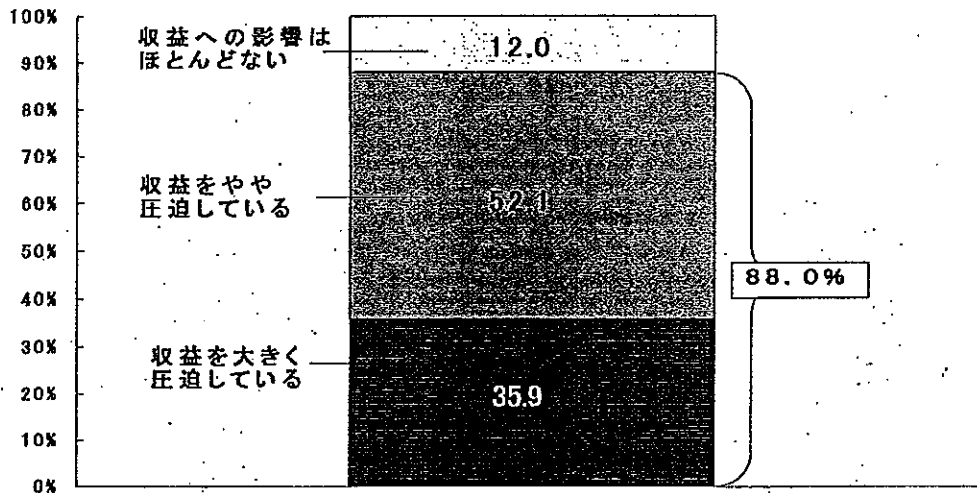
①仕入価格の動向

- 自社で使用する主要原材料（原油、石油製品以外）の全部又は一部の仕入価格が、前年に比して高騰している（「著しく高騰している」、「高騰している」）と回答した企業の割合は約95%と高い割合にのぼった。

- 原材料の種類別に見ると、「銅、銅製品」や「亜鉛、ニッケル、アルミ」などの非鉄金属を主要原材料として使用している企業のうち、前年に比して「著しく高騰している」と回答した企業の割合は6割を超える。同様に、「鉄鋼製品（鋼材等）、鉄屑」、「穀物・食料品原材料」、「建設資材、木材、セメント」については、「著しく高騰している」と回答した割合は2~4割程度にとどまるものの、「高騰している」まで含めると9割になる。

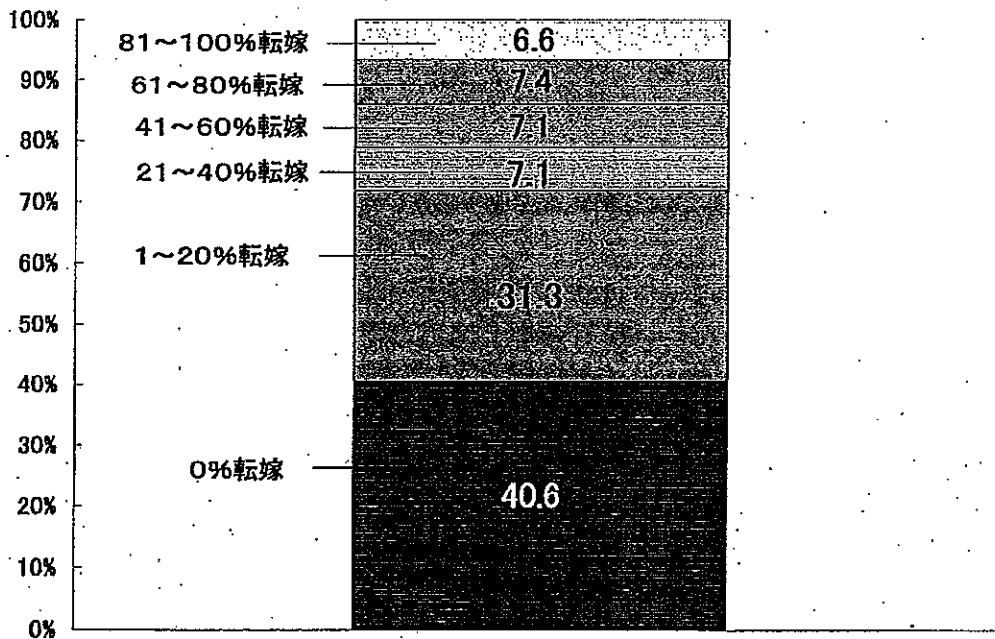
②収益に与える影響

- 原材料の価格上昇が収益に与える影響については、1/3を超える企業が、「収益を大きく圧迫している」と回答し、半分強（約52%）の企業が「収益をやや圧迫している」と回答し、合わせると約9割にのぼる。



③販売価格への転嫁の動向

○ 原材料のコスト上昇分について、自社の製品・サービス等への価格転嫁の度合いを見ると、価格転嫁困難（20%以下）な企業の割合が約7割（71.9%）となっている。



④販売価格への転嫁の今後の見通し

○ 「転嫁は困難」とする企業が約4割（43.7%）、「やや困難」とする企業が5割弱（47.0%）となっており、合わせると9割以上（90.7%）の企業が今後とも転嫁が困難と感じている。

(3) 最近の為替動向が原油・原材料等の調達価格に与える影響について

- 最近の為替動向が原油・原材料等の調達価格に与える影響については、「大きく影響している」と回答した企業の割合は32.9%、「やや影響している」とした企業の割合は48.1%となっており、合わせると約8割の企業が為替動向が原油・原材料等の調達価格に影響を与えているとしている。

3. 本調査を踏まえた関連中小企業者対策について

以上の調査結果を踏まえ、中小企業庁としては、原油・原材料の価格上昇に伴う関連中小企業者対策として、別添の措置を講ずることとした。

(別添)

原油・原材料の価格上昇に伴う関連中小企業者対策

平成19年8月7日
中小企業庁

「原油・原材料価格上昇による中小企業への影響調査」(7月調査)の結果を踏まえ、関連中小企業者への対応策として、下記の措置を講ずることとしました。

記

○下請中小企業対策

原油・原材料の価格上昇の影響を踏まえ、関係事業者団体等に対し、下請代金法の遵守(具体的には、「買ったたき」に関するパンフレット、下請適正取引推進ガイドラインの紹介等)、下請中小企業振興法に基づく振興基準について周知を図るよう要請(今月下旬を別途)。

○特別相談窓口

これまで、政府系中小企業金融3機関、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局において、「原油価格上昇に関する特別相談窓口」を置き、中小企業者の相談に応じてきたところであるが、これを原材料価格の上昇に係る相談にも拡充(8月7日付)。

○セーフティネット貸付

これまで、原油価格上昇により相当程度影響を受ける中小企業者について、政府系中小企業金融3機関のセーフティネット貸付が利用可能であったが、これを原材料価格の上昇により相当程度影響を受ける中小企業者にも拡大(8月7日付)。

○エネルギー消費削減努力への支援

中小企業のエネルギー消費削減努力を支援するため、省エネ設備導入への補助制度や税制措置等に関するリーフレットを作成して中小企業に配布し、これらの利用促進を図る。

<本件の問い合わせ先>

中小企業庁事業環境部企画課調査室

担当者： 井上補佐、牟田

電話： 03-3501-1511 (内線5241)

03-3501-1764 (直通)

中小企業庁事業環境部取引課（下請中小企業対策関連）

担当者： 佐藤補佐、疋田係長

電話： 03-3501-1511（内線5291）
03-3501-1669（直通）

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室（特別相談窓口関連）

担当者： 伊藤補佐、野田係長

電話： 03-3501-1511（内線5251）
03-3501-0459（直通）

中小企業庁事業環境部金融課（セーフティネット貸付関連）

担当者： 高橋補佐、岡崎係長

電話： 03-3501-1511（内線5271）
03-3501-1766（直通）

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」について

経済産業省

《背景》

「成長力底上げ戦略」(基本構想)取りまとめ (平成19年2月15日)

生産性向上の成果を中小事業者にも波及させるためには、中小企業全体の底上げが必要。→「中小企業底上げ戦略」において「下請適正取引の推進」を掲げる。

《ガイドラインの概要》

◎下請適正取引の推進による我が国産業の競争力の強化

(親事業者と下請事業者の“win-win”の取引関係)。

- ベストプラクティスの推進、取引慣行改善等によって収益を向上させる。
- コンプライアンスを徹底し、適正な取引の促進を図る。

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(6/20策定・公表)

【対象業種】

・産業としてのインパクトも勘案し、主要な7業種を選定。(素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告)

(※なお、国土交通省においては「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・公表(6/29)。)

【ガイドラインに盛り込まれた要素】

・業界に応じたベストプラクティス事例の提示(適正な取引の在り方を示す指針)。

(ベストプラクティス事例)

- ・自動車業界における「育てる調達」「共存共栄を目指した調達」の具体化
- ・鋳物の取引において重量を基準にするのではなくそれ以外の付加価値の理解を深める 等

・下請法等で問題となりうる行為、望ましくない取引慣行を挙げ、分かりやすく提示。

【ガイドラインの推進状況】

- ・経済産業省において問い合わせ・相談窓口を設置。
- ・中小企業関係団体、7業種関係業界団体等へ周知・遵守を要請。
- ・今後、相談窓口の充実等を図っていく。

建設業法令遵守ガイドラインの策定

一 元請負人と下請負人の関係に係る留意点

背景・目的

- 法令違反行為の存在
適切な施工能力を有しないいわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在をはじめ、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係、社会保険・労働保険の未加入等の法令違反行為が存在
- 認識がないままの法令違反行為
元請下請関係に関する規定については適用事例が少なく、違法であるという認識のないままの法令違反行為が行われている可能性
- 法令遵守に対する社会的要請の高まり
法令遵守の徹底は、国民の信頼回復、建設産業の魅力向上のための大前提
- 法律の不知による法令違反行為の防止
元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防止、健全な競争を促進していくことを目的

ガイドラインの策定(平成19年6月)

○元請下請間の取引慣行上の法令違反行為の具体例を明示

- ・書面による請負契約締結の実行
 - ・「不当に低い請負代金の禁止」の定義の明確化
 - ・元請が取引上の地位を不当に利用した指値発注及び赤伝処理等の禁止 等
- #### ○元請下請間の取引に係るベスト・プラクティス
- ・元請下請間の望ましい取引方法について、その具体例等を明示

ガイドラインの普及・啓発

- #### ○関係機関への周知
- ・地方整備局、地方公共団体等
 - ・建設業団体
 - ・商工会議所、商工会 等
- #### ○建設工事に直接携わる者への周知
- ・元請負人の現場代理人、監理技術者、工事現場所長等
 - ・専門工業者(下請負人) 等

効果

- 対等な元請下請関係の構築
- 元請下請間の公正・公平な取引の実現
- 不知による法令違反行為の未然防止

下請中小企業振興法に基づく振興基準（平成15・10・15中第3号）
（部分抜粋。下線部参照。）

第4 対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

- (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

(注) 振興基準全体については、中小企業庁のホームページからダウンロード可能です。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>